

# 公の施設の点検結果

点検実施 令和4年11月

## 1 施設の概要

① 施設名称	岡山市渋染一揆資料館	
② 施設種別	文教施設 【小分類】博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等)	
③ 担当課名	人権推進課	
④ 開設年月日	昭和62年2月27日	
⑤ 所在地	岡山市中区神下378-3	
⑥ 施設規模	敷地面積(m <sup>2</sup> )	68.12m <sup>2</sup>
	構造/延床面積(m <sup>2</sup> )	鉄筋コンクリート造2階建/56.88m <sup>2</sup>
	建設費(単位:千円)	11,270
	施設内容	【建物内概要】 資料室 【主な業務】 渋染一揆を通じた人権教育・啓発、渋染一揆に関する資料及び参考資料の収集・保管及び展示

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし 【法令名】 第 条
② 設置条例	【条例名】岡山市渋染一揆資料館条例
③ 条例に規定された設置目的	市民の渋染一揆に関する理解を深め、人権意識の向上に寄与するため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	人権闘争の先駆的な闘いである「渋染一揆」に関する理解を深め、人権意識の向上に寄与するため、渋染一揆に関する資料の収集、保管、展示及び調査研究を行う。
⑤ 設置目的の達成状況	年間を通じて、市内外の多くの各種団体より見学申込を受けている。

### 3 施設の管理運営形態と利用状態(人権啓発センター・資料館)

① 現在の管理運営形態		直営			
② 開館日		日曜日、祝日、第2・4土曜日、年末年始を除く日(ただし、第2・4土曜日の翌日の日曜日は開館)			
③ 開館時間		10:00~17:00			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数			
	令和元年度	1,532人			
	令和2年度	313人			
	令和3年度	378人			
⑤ 主な利用者		市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)		個別施設計画において、令和8年度から大規模改修を実施していく。			

#### 4-1 管理運営に係る収支【岡山市】(人権啓発センター・資料館)

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	運営委託料	579	332	330	414
		指定管理料	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0
	小計		579	332	330	414
	直接経費	事業運営費	1,360	935	1,172	1,156
		光熱水費	440	358	364	387
		小計	1,800	1,293	1,536	1,543
支出合計		2,379	1,625	1,866	1,957	
収支差額		-2,379	-1,625	-1,866	-1,957	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計		0	0	0	0
	事業費					
その他						
支出合計		0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし(新耐震基準に基づき建設)
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	対象外 ※居室を有せず、延べ床面積100㎡未満のため
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

## 6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>渋染一揆は、他に例を見ない人間の尊厳を守り抜く闘いとして、現在の基本的人権につながるものと高く評価されており、その関連資料を収集、保管及び展示している渋染一揆資料館は人権意識の向上及び人権教育・啓発の観点から今後も必要な施設である。</p>						
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>直営</p> <p>当該施設は、市が直接、渋染一揆を通じた人権教育・啓発を実施するために、渋染一揆の関連資料について収集、保管および展示を行っている資料館である。</p> <p>また、近隣の人権啓発センターと一体的に運営することが必要な特殊性もある</p> <p>以上のことから、市が直営により運営することとしている。</p>						
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <table border="1" data-bbox="225 898 719 1111"> <tr> <td data-bbox="225 898 421 1025"> <p>非公募の場合</p> </td> <td data-bbox="421 898 719 1025"> <p>非公募とする理由</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1025 421 1070"></td> <td data-bbox="421 1025 719 1070"> <p>根拠規定</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1070 421 1111"></td> <td data-bbox="421 1070 719 1111"> <p>指定管理者の候補者名</p> </td> </tr> </table>	<p>非公募の場合</p>	<p>非公募とする理由</p>		<p>根拠規定</p>		<p>指定管理者の候補者名</p>	
<p>非公募の場合</p>	<p>非公募とする理由</p>						
	<p>根拠規定</p>						
	<p>指定管理者の候補者名</p>						
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)</p>						